

瑞浪のまちづくり

みんなで  
参加！





## ①瑞浪市について知ろう

- 瑞浪市の位置と人口 ..... 1
- 瑞浪市でギネスブックに登録されているもの ..... 3
- 瑞浪市の地名の由来とシンボル ..... 3
- 考えてみよう① ..... 3

## ②まちづくりのルールを 知ろう

- 自治ってなんだろう? ..... 4
- まちづくりってなんだろう? ..... 4
- まちづくり基本条例ってなんだろう? ..... 5
- まちづくり基本条例の5つの原則 ..... 6
- まちづくりの主役は市民一人ひとりです ..... 7
- 考えてみよう② ..... 7

## ③もっとよく知ろう

- 瑞浪市まちづくり基本条例の特徴 ..... 8
- 自治会とまちづくり推進組織のこと ..... 9
- 子どもおよび若者のこと ..... 9

## ④私のまちづくり宣言

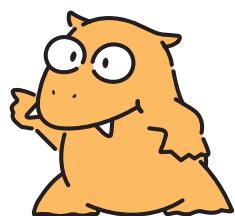
- みんなの力でやってみよう ..... 10
- 私の考えるまちづくり ..... 11
- 考えてみよう③ ..... 11

瑞浪市まちづくり基本条例（前文）と瑞浪市市民憲章 ..... 12



瑞浪市化石博物館  
キャラクター  
瑞浪Mi-chan

私たちが  
**瑞浪のまちづくり**  
について  
案内します！



化石のイメージ  
キャラクター  
Desu Mon-kun

# まちづくりってなんだろう？



「まちづくり」には大人から子どももまで、市民一人ひとりがプレーヤーとして参加することができます。

瑞浪市には、「**まちづくり基本条例**」<sup>じょうれい</sup>というまちづくりに参加をするためのルールブックとなるものがあります。

私たちの暮らしている瑞浪市のことやまちづくりのことについて、学習してみましょう。



一緒に学んで  
いこう！

みんなでまちづくりに参加して、  
元気なまち、住みよいまち、  
暮らして幸せを感じることが  
できる瑞浪市をつくろう！





# 瑞浪市について知ろう

## 瑞浪市の位置と人口

### 位置

瑞浪市は、岐阜県の美濃地方の中の東濃というところにあります。岐阜県は、大きく分けると美濃と飛騨の2つの地方に分かれ、さらに美濃地方は、東濃、中濃、岐阜、西濃の4つの地域に分かれています。

- 市の面積は、174.86平方キロメートルで岐阜県の1.65%を占めています。岐阜県内に42ある市町村の中で15番目の大きさです。

- 市内北部には「木曽川」、中心部には「土岐川」が流れ、「屏風山」、「松野湖」、「竜吟の滝」など豊かな自然にも恵まれています。また、江戸時代の五街道のうちのひとつ、「中山道」もあります。

- 土岐川には、小里川や万尺川、日吉川など、いくつもの川が流れ込んでいます。



土岐川



松野湖



竜吟の滝



中山道琵琶峰



自然が  
いっぱい  
だね!



## 人口

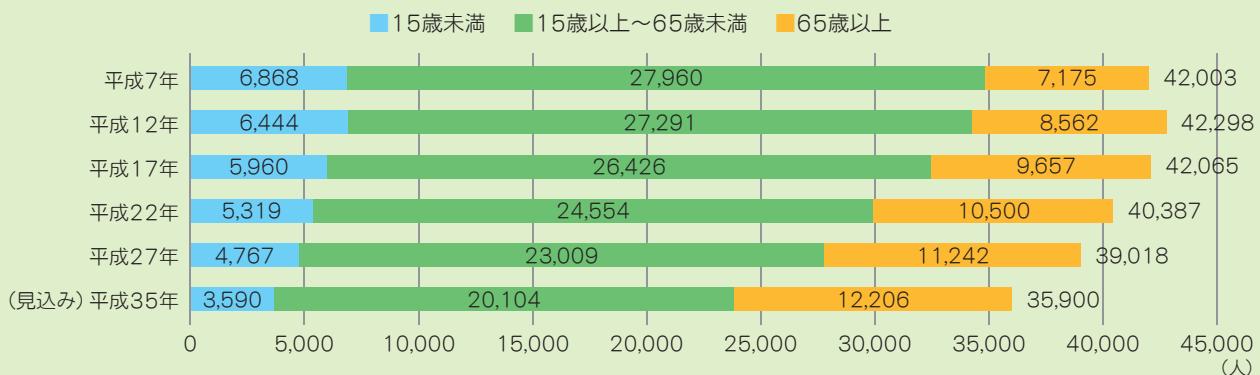
瑞浪市の人口（外国人の方を含みます）は、平成27年10月1日現在で、39,018人です。10年前と比べると約3,000人減少しています。このまいくと、平成35年には人口が35,900人ほどになってしまふ見込みです。



※図1参照

図1

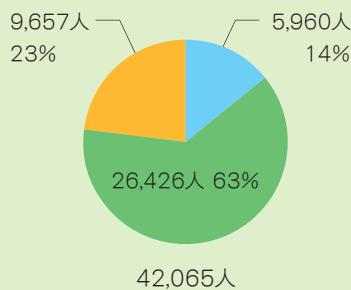
## 瑞浪市の人口（各年10月1日時点）



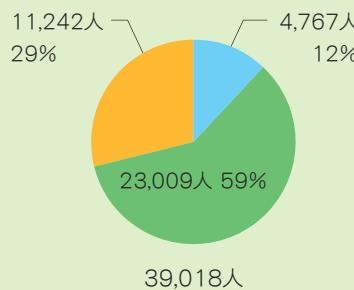
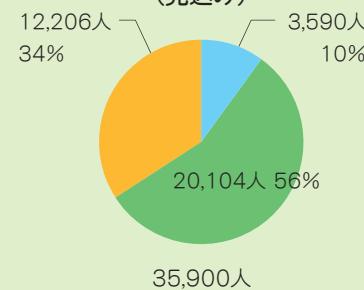
また、市全体の人口に対する子どもの人口（15歳未満）の割合が減少し、高齢者（65歳以上）の人口の割合が増加しています。[※図2参照](#)

図2

## 平成17年



## 平成27年

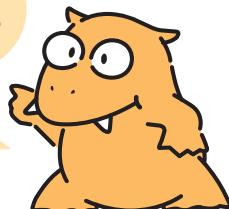
平成35年  
(見込み)

■15歳未満 ■15歳以上～65歳未満 ■65歳以上

資料：国勢調査による。ただし、年齢不詳者があるため、内訳と合計が一致していない年がある。平成27年のデータは国勢調査の集計結果が出る前のため、住民基本台帳の数値を使用している。

人口が減っているのは知っていたけど、若い人の割合がどんどん低くなってきているんだね。

瑞浪市のことをもっと好きになって、ぼくたちが元気にしていこう！



## 瑞浪市でギネスブックに登録されているもの

世界一!

ギネスブックとは、いろいろな世界一の記録がまとめられた本です。この本には、瑞浪市の3つの世界一が登録されています。みんなが見ることができるもので、稻津町に美濃焼で作った大皿、陶町には狛犬と茶壺があります。



## 瑞浪市の地名の由来とシンボル

地名の  
由来

昭和29年に瑞浪市が合併して誕生する前に、瑞浪市には『瑞浪土岐町』がありました。瑞浪土岐町になる前の『瑞浪村』ができるとき、「水の南(土岐川の南)の村」という意味と、「瑞穂の浪打つ豊かな村」という意味から、『瑞浪』という名がつけられました。

シンボル



市の木 松

力強さを感じさせる木



市の花 桔梗

みのげんじときしほしょう  
美濃源氏土岐氏発祥の地である  
ことからその家紋の「キキョウ」



市の鳥 鶯

市内のいたるところで美しい声を  
聞くことのできる私たちに身近な鳥

考えて  
みよう!

1



Q 瑞浪について、はじめて知ったことはありますか。

Q 瑞浪について、もっとくわしく知りたいと思うことは何ですか。



2

## まちづくりのルールを知ろう

### 自治ってなんだろう？

自治とは、文字のとおり、「自」らを「治」めること。

つまり、自分たちのまちのことは自分たちが責任をもって、決めていくということです。たとえば、学校やクラスのリーダーを自分たちで選び、自分たちの学校やクラスをどのようにしていくかを考え、決めていくことも「自治」だといえます。

瑞浪市のまちづくりも、国や県にすべてをまかせるのではなく、  
瑞浪市でできることは私たちが自ら考え、行うことが大切です。



### まちづくりってなんだろう？

まちづくりは、住みよい地域をつくること、地域を元気にすることなどを目標にして、地域の課題（すぐに解決できない問題など）を解消するため、みんなで力を合わせて取り組むことをいいます。市民同士や、市民・市議会・行政（市長など）がお互いを尊重し、協力してまちづくりを進めます。

お互いのことを認めて、対等な立場で協力することを「協働」といいます。



たとえば、  
こんなことも  
「まちづくり」に  
つながって  
います。



# まちづくり基本条例ってなんだろう？

国のルールは、法律で定められています。日本一番上のルールは日本国憲法です。  
法律の範囲で、県や市などが自分たちのまちをつくっていくために必要なルールとして決めたものを条例といいます。

瑞浪市まちづくり基本条例は、市民の想いを活かしたまちづくりを進めるためのルールブックとなるものです。この条例には、みんなの権利と責任や義務、役割や考え方などが定められています。

みんなが瑞浪市を愛し、誇りをもち、暮らしやすい魅力あるまち=みんなが「幸せだな」と実感できるまちをつくっていくことを目標にしています。

## 市民

(第5条・第6条)

まちづくりの主役です。まちづくりに参加することができます。お互いの活動を尊重し、協力してまちづくりを進めます(協働のまちづくり)。



### 市民とは…

住んでいる人、市内にある会社や団体、そこで働く人や活動する人、市内の学校に通っている人のことをいいます。

## 市議会

(第11条)



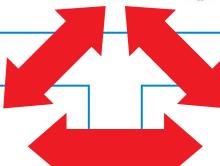
市民の代表として、条例(市のルール)や予算(市のお金の使い方)などを決めています。

(第12条・第13条・第17条)

## 行政(市長など)

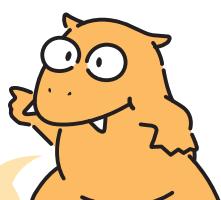


高齢者や障がい者に福祉サービスの提供をしたり、道路や公園をつくりたりするなど、市民が幸せに暮らせるためのいろいろな仕事をしています。



瑞浪市まちづくり基本条例は、みんなが瑞浪に生まれてよかったです、育ってよかったです、住んでよかったです、働いてよかったですと思えるまちをつくっていくためのルールのことなんだね。

道路や学校をつくるだけじゃなく、まちをよりよくするための取り組みすべてがまちづくりになるんだよ。みんなにもできることがありそうだね！



# まちづくり基本条例の5つの原則

みんなの力でまちづくりを進めるため、条例では5つの基本原則を掲げています。(第4条)

## 5つの基本原則

を書いて  
みよう！



## 2 市民参加

市民の参加が<sup>ほしょう</sup>保障されています。  
みんなで参加しましょう。



じょう ほう きょう ゆう

## 4 情報共有

情報をみんなで共有します。  
家族、クラスの仲間、近所の人たちともコミュニケーションを取りましょう。



自分ができる範囲のことをやるのもまちづくりに参加していることになるんだね。



1

## し みん しゅ やく 市民主役

おとなも子どもも、  
市民のみんなが主役です。



きょう どう

3

## 協 働

みんなで力を合わせます。  
役割を決めてできることから取り組みます。自分のできることからやってみましょう。



こう りつ せい

5

## 効率性

効率性が求められます。  
ムダをなくしていくことだけではなく、人材や後継者<sup>こうけいしゃ</sup>を育てるなども含まれています。



家に帰って家族でも話しあってみよう。



## まちづくりの主役は市民一人ひとりです

まちづくりの主役は市民一人ひとりです。自分の意見や知恵を出す機会、事業を計画したり、イベントに参加したりする機会などが保障されています。市民一人ひとりが幸せを感じることができるまちをつくっていきましょう。



### まちづくりに参加するいろいろな機会があります。

地域懇談会などで市のことを知る



市民アンケートや市政直行便などで提案をする



いろいろな委員会や審議会に参加する



講演会などに参加したり学んだりする



イベントに参加する、イベントのスタッフとして手伝いをする



考えてみよう!



### ステップ1



地域の人たちが協力して行っているまちづくりの行事やイベントなど、自分の知っていることを書き出してみましょう。(例:○○祭り、○○町盆踊り、○○交流会、○○清掃など)

- 
- 
- 
- 
- 

### ステップ2



ステップ1の中から、

1. 自分が参加できそうなこと
  2. なにかできる役割があるか考えてみましょう。
- (例:○○○花火大会⇒観に行くこと、花火のゴミ拾いをする…など)

1. 参加できそうな行事やイベント⇒2. 役割(お手伝いなどできそうなことはあるかな?)

- 
- 
- 

⇒ •

⇒ •

### ステップ3



グループのみんなで、話し合ってみましょう。



瑞浪市をもっと暮らしやすいまちにするためには、市民一人ひとりが「まちづくりの主役」としての自覚と、「自分たちの地域のことは、自分たちの手でよりよくしよう」という思いをもち、みんなで協力してまちづくりを進めることができなんだね！



3

# もっとよく知ろう

# 瑞浪市まちづくり基本条例の特徴

じょうれい とくちょう  
瑞浪市の条例には特徴があります。

それは、瑞浪市のまちづくりを進めていくうえで、大事な役割を果たしていく組織や人たちのことが条例にしっかりと書いてあるということです。

## 特徴

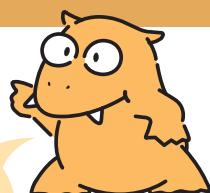
1. 自治会（第7条）
  - ・住んでいる所にある●●●区、■■■組、▲▲▲班などのことです。
2. まちづくり推進組織（第8条）
  - ・市内にある●●●地区まちづくり推進協議会などのことです。

自治会とまちづくり推進組織を、  
まちづくりの中心的な役割を果たす組織として定めています。
3. 子どもおよび若者（第9条）
  - ・子どもは、18歳未満のことです。
  - ・若者は、18歳以上30歳未満のことです。





私たち子どものことも  
ルールブックに  
書かれているんだね。



瑞浪市のまちづくりを  
進めしていくうえで、  
重要な役割を果たす人たちとして、  
子どもや若者のことも  
じょうせい  
条例に書いてあるんだよ。

# じ ち すい しん 自治会とまちづくり推進組織のこと

じ ち すい しん  
自治会とまちづくり推進組織は、まちづくりの中心的な存在として、協力して地域のまちづくりを進めています。

## じ ち 自 治 会

より暮らしやすいまちにするために、地域の自治や助け合いを行っています。

市内には110の区があり、さらにその下には組や町内会、班というものがあります。

- お年寄りに対する福祉活動や子ども会行事
- いざというときのための防災訓練
- 環境美化のための花植えやゴミ拾い運動
- 慶弔(よろこびごとと、とむらいごと)



## おも 主な取り組み

## そし 組織の数

## こ んな取り組みをして います

## すい しん まちづくり推進組織

すぐには解決できない地域で問題となっていることを解消していくことのほかに、地域を元気にするために、継続的な活動をしています。

市内には各地域に1つずつ、合計8つの組織があります。

(瑞浪地区・土岐地区・稻津町・釜戸町・おおくて 大湫町・日吉町・明世地区・陶町)

- いろいろな学習会や教室
- 健康づくりのためのウォーキング会
- 地域の夏祭りや地区運動会
- 地域の特色ある施設づくり



## 子どもおよび若者のこと



子どもは学校生活など、若者は仕事などで忙しい時間を過ごしていますが、子どもも若者も立派な地域社会の一員です。将来にわたり、自分たちのまちを自分たちで「元気なまち」、「住みよいまち」にしていくために、まちづくりに参加する権利をもっています。

みんなも、地域社会の一員であるという自覚をもって、まちづくりの活動に参加しよう！





## 私のまちづくり宣言

### みんなの力でやってみよう

私たちのまちがどうなっているのか、どのようなことが行われているのかに市民一人ひとりが興味や関心をもつことが大事です。見ること・聞くこと・調べることでしっかりと情報をつかんで、よく考えることが必要です。家族・クラスの仲間・地域の人たちと話をしてみましょう。お手伝いや困っている人を助けることなど、自分のできることを探して、進んで協力しましょう。

うれしいことや楽しいことをどんどん増やして、瑞浪市を魅力のあるまちにしていきましょう。



## 私の考えるまちづくり

みんなの住んでいる地域にも、<sup>じち</sup>自治会、まちづくり推進組織やいろいろな団体があります。役員さんや地域の人たちが協力して、子どもが参加できる行事、楽しめるようなイベントを考えて、一生懸命お世話をしてくれています。みんなが参加することで、明るい、元気な暮らし、瑞浪市ができます！



### 私の考えるまちづくりのことについて書き出してみよう。

考えて  
みよう！



**Q** 私は、こんな瑞浪市になってほしいと思います。

というまちです。

**Q** そのために、こんなことをやってみようと思っています。

(私は)

みんなで  
すてきなまちに  
しよう！

(家族や友達と)

(地域や学校で)

ということをやってみたいで



# 瑞浪市まちづくり基本条例の前文

私たちのまち瑞浪市は、岐阜県の南東部に位置し、中心部を土岐川が流れ、緑豊かな自然環境に恵まれています。古代は東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治、経済、文化が交流して栄えた歴史あるまちです。また、室町時代からの伝統を誇る陶磁器のまちであり、古生物等の化石が発見されるまちでもあります。このように、瑞浪市には豊かな自然や地域で守り伝えてきた歴史や文化、産業に加え、優良な住環境、充実した教育環境など豊かな暮らしを営むための大きな魅力があります。

瑞浪市は、こうした魅力を活かしながら、安心して子育てができる環境、高齢者がいきいきと生活できる環境を整え、すべての市民にとって快適で住みよい地域社会の実現を目指します。特に、瑞浪市の将来を担う子どもや若者の参加も得ながら市民一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持ち、幸せな暮らしを実感できるまちづくりを推進していきます。

地方自治は日本国憲法で保障されていますが、その本旨は、市民が主体となって市民、議会及び行政の協働を不斷に進めることにより達成するものであり、持続可能な地域社会の実現のため、ここに瑞浪市まちづくり基本条例を制定します。

## 瑞浪市市民憲章

わたしたちは、美しい自然に恵まれた伸びゆく瑞浪市民であることに誇りと責任をもち、明るい豊かな生活とよりよい社会環境をきずくためこの憲章を守りましょう。

- 1 郷土を愛し、美しいまちをつくりましょう。
- 1 健康で働き、豊かなまちをつくりましょう。
- 1 教養をふかめ、かおり高いまちをつくりましょう。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくりましょう。
- 1 おたがいに助け合い、楽しいまちをつくりましょう。



名 前	
--------	--